

公益財団法人東京都中小企業振興公社  
デザインコラボマッチング事務局 殿

### デザインコラボマッチング 秘密保持に関する誓約書(企業版)

当社(私)は、公益財団法人東京都中小企業振興公社(以下、公社)が実施するデザインコラボマッチングを申し込むにあたり、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

#### 記

#### 第1条(応募デザイナー・クリエイターの情報の取扱い)

1. デザインコラボマッチングへの申込み以降、協働デザイナー・クリエイターとの個別契約に至るまでの過程において知り得た応募デザイナー・クリエイターの情報(メールアドレス等の個人情報を含む)、依頼案件への提案に関する情報(提案者、具体的な提案内容、提案に係る資料)、その他一切の事項(以下、「本件情報」という。)については、秘密を保持し、これらを第三者に開示または利用してはならない。これらは、その業務を退いた後も同様とする。  
ただし、次のいずれかに該当する事項についてはこの限りではない。
  - 1)応募デザイナー・クリエイターから取得する前に、既に公知であったもの
  - 2)応募デザイナー・クリエイターから取得した後に、自らの責によらず公知となったもの
  - 3)応募デザイナー・クリエイターから取得する前に、既に自らが所有していたことを立証できるもの
  - 4)正当な権限を有する第三者から合法的な手段により取得したもの
2. 本件情報は、デザインコラボマッチングにおけるマッチング会での面談者選定以外の目的のために使用しないこと。

#### 第2条(募集要項の内容の確認)

1. 「デザインコラボマッチング依頼案件の募集要項」(以下、「同募集要項」という)の記載内容を全て確認した上でデザインコラボマッチングに申込み、申込み以降も同募集要項の委嘱が解除された後もその記載内容を遵守すること。
2. 同募集要項の「3.応募資格」を全て満たしていること。
3. 本誓約書における用語の定義は、同募集要項に基づくものとする。

#### 第3条(エントリーシートの記載内容について)

デザインコラボマッチング申込みに際し、入力するエントリーシートの記載内容に関して、以下を遵守すること。

- 1)不適切な事項や虚偽の内容を記載しないこと
- 2)第三者もしくは事務局の知的財産権又はその他の権利を侵害するもの、及び侵害する恐れのあるものが含まれていないこと

- 3)上記のほか、他の参加企業、応募デザイナー・クリエイター、第三者もしくは事務局に不利益又は損害を与えるもの、及び与える恐れのあるものが含まれていないこと
- 4)申込み以降、依頼案件及びその他記載事項の内容を変更しないこと

#### 第4条(著作権や知的財産権等の侵害を招く行為の禁止等)

1. デザインコラボマッチングを通じて応募デザイナー・クリエイターから提供される文章、画像、映像、音声等についての著作権等の知的財産権等は応募デザイナー・クリエイターに帰属し、これらを侵害する次の各号に定める行為を行わないこと。
  - 1)事業所での相談や工場見学時の内容を撮影、録画、録音等すること
  - 2)配布された資料等を複製、翻案、公衆送信(送信可能化も含む)すること、再配布すること、転載、転用すること
  - 3)その他、著作権、商標権、プライバシー権、肖像権、名誉等他人の権利を侵害すること
2. 前項に掲げる行為によって、応募デザイナー・クリエイター、第三者及び公社に損害が生じた場合、すべての法的責任を負うものとし、応募デザイナー・クリエイター、第三者及び公社に損害を与えないものとする。
3. 公社は、デザインコラボマッチングを通じて提供された文章、画像、映像、音声等を、デザインコラボマッチング、その他公社が必要とする事業の目的の範囲内のみで、複製、翻案、公衆送信(送信可能化も含む)及びその他の利用を行うことができる。

#### 第5条(その他)

その他、次に掲げる事項について承諾し、申込み以降も公社へ異議申し立てをしないこと。

- 1)本誓約書に反する行為があった場合、デザインコラボマッチングへの申込みを取りやめること
- 2)デザインコラボマッチングにおける初回打合せ(キックオフミーティング)終了以前に、事務局を経由せずに応募デザイナー・クリエイターへ直接連絡をしないこと。
- 3)デザインコラボマッチングにおける初回打合せ(キックオフミーティング)終了後に、協働デザイナー・クリエイターとの個別契約に至らなかった場合、又はデザインコラボマッチングで申し込んだ依頼案件とは異なる案件を依頼する場合は、協働デザイナー・クリエイター以外の応募デザイナー・クリエイターへ直接連絡することを阻害しないものとする。
- 4)協働デザイナー・クリエイターとの個別契約の締結と其後の依頼案件に係る依頼内容の狭義は、あくまで当事者間の判断と責任において行い、参加企業及び協働デザイナー・クリエイターが被ったトラブルや訴訟等に関して、公社は一切の責任を負わないこと。

年 月 日

住所(登録所在地):

社名(屋号):

代表者氏名:

(自署)